

育児・介護休業等に関する労使協定

宇和島商工会議所と職員代表 若宮里美は、宇和島商工会議所における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる職員)

第1条 事務局長は、次の職員から1歳(育児・介護休業規程第2条第4項および第6項の申し出にあっては1歳6か月または2歳)に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所1年未満の職員
- (2) 申出の日から1年(育児・介護休業規程第2条第4項および第5項の申し出にあっては6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

2 事務局長は、次の職員から出生時育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所1年未満の職員
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用期間が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護休業の申出を拒むことができる職員)

第2条 事務局長は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所1年未満の職員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(子の看護休暇の申出を拒むことができる職員)

第3条 事務局長は、次の職員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所6か月未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(介護休暇の申出を拒むことができる職員)

第4条 事務局長は、次の職員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所6か月未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(所定外労働の制限の申出を拒むことができる職員)

第5条 事務局長は、次の職員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所1年未満の職員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる職員)

第6条 事務局長は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所1年未満の職員
- (2) 週の所定労働日数が2日以下の職員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる職員)

第7条 事務局長は、次の職員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入所1年未満の職員
- (2) 週の所定労働日数が2日以下の職員

(職員への通知)

第8条 事務局長は、第1条から第7条までのいずれかの規定により職員の申出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

(出生時育児休業中の就業)

第9条 出生時育児休業中の就業を希望する職員は、就業可能日等を申し出ることができるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、宇和島商工会議所育児・介護休業規則附則1から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、商工会議所、職員代表いずれからも申出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

令和5年10月1日

宇和島商工会議所 会 頭 有間 義恒 印

宇和島商工会議所 職員代表 若宮 里美 印

附則

- 1 この労使協定は、令和2年2月3日から施行する。
- 2 第4条(子の看護休暇の申出を拒むことができる職員)を第3条とし以下の条文を1ずつ繰り上げる、第8条(職員への通知)は、令和3年1月1日から施行する。
- 3 第1条第2項(育児休業の申出を拒むことができる職員)、第9条(出生時育児休業中の就業)、第10条(有効期間)の条文を1繰り下げる改正規定は、令和4年10月1日から施行する。